



授業料免除申請(旧制度)のポイント

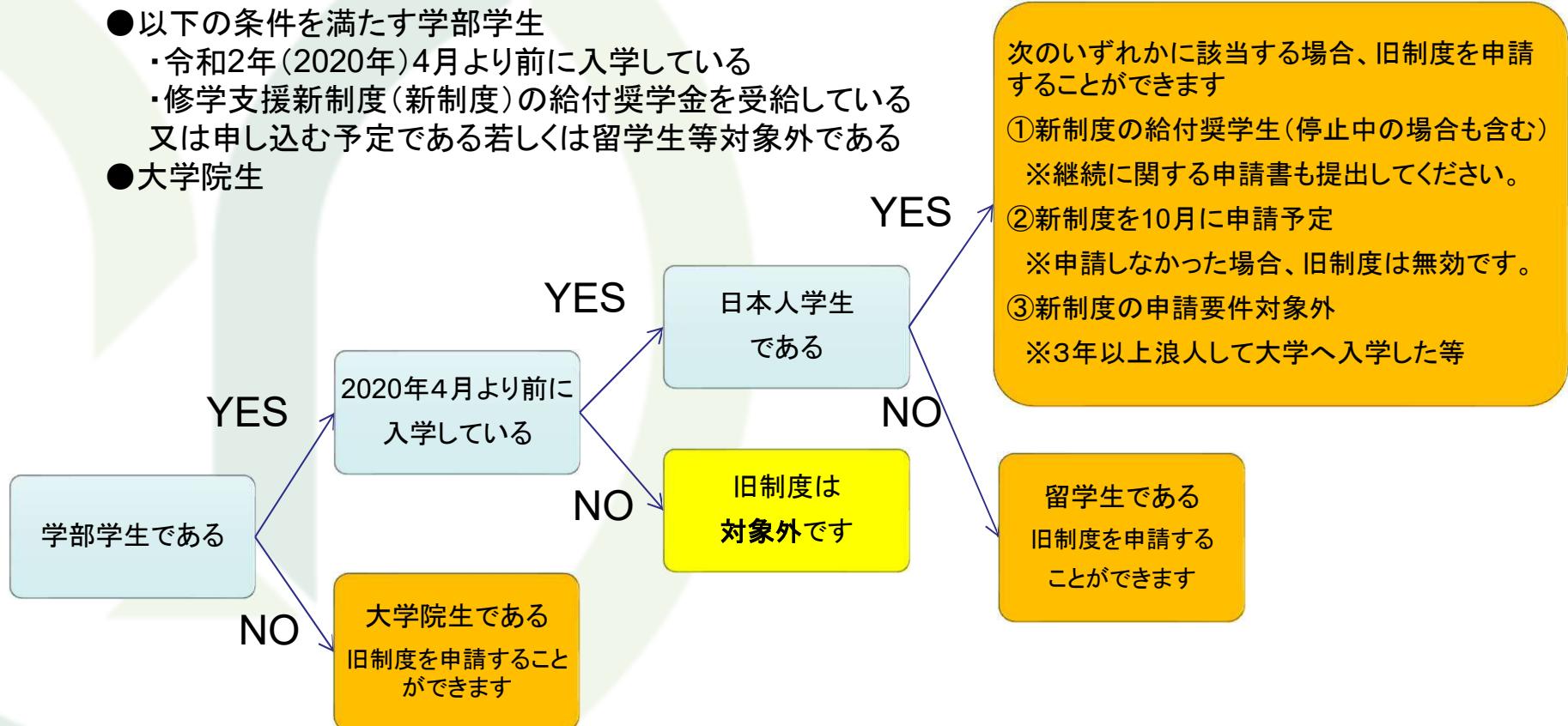
学生支援課学生サービス係

申請対象者

●以下の条件を満たす学部学生

- ・令和2年(2020年)4月より前に入学している
- ・修学支援新制度(新制度)の給付奨学生を受給している
又は申し込む予定である若しくは留学生等対象外である

●大学院生



日本人学部学生については、修学支援新制度(新制度)を申請することができます。
新制度と旧制度は判定基準が異なるため、新制度で旧制度の基準よりも免除額が減少してしまう事を防ぐための救済措置として旧制度を行うため、**旧制度のみを申請する事はできません**。

注意点

- 4月に新制度を申請し、不採用となった場合でも、10月に再度新制度を申し込む必要があります（**未申請の場合、旧制度は無効となります**）。
- 非課税世帯でない場合や世帯の収入が支援の対象者の要件を満たしていない場合も申請する必要があります。
- 新制度のみを申請することは可能です。
- 令和6年10月入学の大学院生（学内進学含む）は申請期間が異なります（4ページを参照）。

申請期間

■令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

※土日祝日及び一斉休業期間中(8月13日～19日)は
受付を行いません。

※申請期間及び受付時間を厳守してください。
期間外、時間外は受付できませんので、ご注意下さい。

※窓口の時間とは異なりますのでご注意下さい。

※令和6年10月入学の大学院生の申請期間は、
令和6年10月3日(木)～10月10日(木)です。
土日は受付を行いません。

申請方法

- 必要書類を準備する。(A4サイズに揃える)
- 「授業料免除願」・「本人調書」をプリントアウトし記入する。
- 上記を申請期間中に提出場所へ提出する。
※提出方法は、本人の「**持参**」のみです。

必要書類

■しおりを熟読の上、ご準備ください。

①申請者全員が提出する書類

②所得に関する書類

→所得・収入のある方

③特別控除に関する書類

→特別控除を希望する方

④その他の書類

→該当者(給付型奨学金受給者、独立生計者)のみ

※申請者及び家族の状況によっては、提出する書類として記載のない種類の提出を求める場合があります。

①申請者全員が提出する書類1

■「授業料免除願」(原本)
→大学HPからダウンロード

注意点

- ・記入漏れに注意してください。
- ・本人及び**保護者の自署**が必要です。
- ・児童手当と児童扶養手当は異なります。
- ・記載漏れがないよう注意してください。

授業料免除願

令和 年 月 日

山口大学長 殿

学部・研究科 _____ 学科・課程・専攻 _____ 年
入学年月 ___ 年 ___ 月 学籍番号 _____

フリガナ _____
氏名 署名(自署) _____

保護者 【※独立生計者または留学生の場合は記入不要】
※保護者が自署すること _____
氏名 署名(自署) _____

このたび下記理由により令和5年度(前期 ・ 後期)の授業料を免除して
いただきたく、関係書類添付の上、お願ひいたします。

記

理由 ※申請者本人が家族構成や家庭の事情を具体的に詳しく記入すること。

●留年・休学について、該当する場合はチェックを入れてください。
□以下の理由により留年・休学をしたことがあります。(該当する事由に○)
(病気・留学・大学院論文作成・その他: _____)

●申請者本人のアルバイトについて、該当するものにチェックを入れてください。
現在、アルバイトを □行っている(年 月~)(件) □行っていない

●児童扶養手当、遺族年金の受給状況について、該当するものにチェックを入れてください。
同一生計の家族の中に、児童扶養手当を受給している者が □いる □いない
同一生計の家族の中に、遺族年金を受給している者が □いる □いない

-----<後期授業料免除の申請時に使用する欄>-----

●令和5年度前期授業料免除(旧制度)の申請 □行っている(受付番号: _____)
□行っていない

※上記授業料免除の申請を行っている場合:申請時点からの変更 □あり □なし
変更内容: _____

7

①申請者全員が提出する書類3

■ 令和6年度の所得・課税証明書(原本)

→市区町村役場

注意点

- ・①所得の種類・金額、②住民税課税額の2点が記載されている証明書が必要です。
- ・本人を含む同一生計家族全員分が必要です。

※無収入の者の場合、所得・課税証明書が発行できないことがあります。その場合は、非課税証明書を提出してください。

同一生計家族とは(例)



アパート(一人暮らし)
本人(父の扶養)

この場合、
本人、父、母、妹、弟、幼児の6人が
同一生計となります。

※同居しているかではなく、生計で判断してください。



実家

父、母、妹、弟、幼児
祖父母(別生計)
兄(新社会人=別生計)

②所得に関する書類

■全ての収入に関し、所得・課税証明書に加え
必要書類を提出する必要があります
(12・13ページを参照)。

注意点

- ・所得・課税証明書に記載のある所得・収入全てについて、源泉徴収票などの書類が必要です。
- ・TAやRA、兄弟姉妹のアルバイトも収入に該当します。

②所得に関する書類(参考)1

収入の状態		必要書類
給与所得	令和5年1月1日以前から同じ勤務先 ・同じ雇用形態	令和5年分源泉徴収票(写) ※パート、アルバイトは直近3ヵ月分の給与明細通知書(写)でも可。
	令和5年1月2日以降、新規に就職、 または雇用形態の変更	「給与等支給(見込)証明書」(原本) ※パート、アルバイトは直近3ヵ月分の給与明細通知書(写)でも可。
自営業(商・ 工・農林・水 産業・不動産 業等)所得	令和5年1月1日以前から同じ状況	令和5年分確定申告書(写) または 令和6年度市民税・県民税申告書(写)
	令和5年1月2日以降に開業等がある	令和5年分確定申告書(写) または 令和6年度市民税・県民税申告書(写) 上記に加えて、直近3ヵ月分の収入金額と必要経費を記した書類(様式任意)
雑所得(利子 配当、一時所 得等)		令和5年分確定申告書(写) または 令和6年度市民税・県民税申告書(写)

②所得に関する書類(参考)2

次にあてはまる場合は該当書類を提出してください。

収入の状態	必要書類
失業給付金(雇用保険)を受給中	雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)
年金・恩給を受給中	令和5年分の年金等の源泉徴収票(写)
障がい年金・遺族年金を受給中	最新の「年金支払(振込)通知書」(写)または「年金改定通知書」(写)
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中	受給金額が記載された通知書(写)
傷病手当金を受給中	傷病手当金支給決定通知書(写)
生活保護を受給中	最新の生活保護決定(変更)通知書(写)
令和6年4月1日(令和6年10月入学者は令和6年10月1日)以降に退職した、または退職金を受給した	「退職に関する証明書」(原本) 雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)
令和6年4月1日(令和6年10月入学者は令和6年10月1日)以降に学資負担者等が死亡した、またはそれに関する臨時所得を受給した	死亡診断書(写)等、死亡が確認できる書類 「退職に関する証明書」(原本) 生命保険金等の支給証明書(写) 遺族年金の受給金額が記載された通知書(写)

③特別控除に関する書類

■希望する場合は、しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

【重要】注意点

- ・指定する期日までに提出がない場合は、**控除の対象としません**(申請自体が無効となるわけではありません)。
- ・「**在学証明書及び授業料免除状況証明書**」については、指定の様式を使用し、在籍する学校で記入してもらってください。
- ・小学校、中学校、高校、山口大学に在学の場合、在学証明書の提出は不要です。

④その他の書類

■以下に該当する方は、必要書類があります。
しおりをよく確認の上、該当の書類を提出してください。

- ・給付型奨学生受給者
- ・独立生計者

注意点

- ・常盤工業会、はばたこうなど1回きりの奨学生も含みます。
- ・貸与型(返還する必要がある)奨学生は提出不要です。
- ・日本人学生と外国人留学生では「生活状況申告書」の様式が異なります。

前期申請者が後期申請時に提出する書類

令和6年度前期授業料免除申請をされた方は、
提出書類を簡略化することができます。

前期から変更がない場合1～3、家計状況および家族状況について前期から変更がある場合1～4の書類を提出。

1 「授業料免除願」(原本)

※変更があった場合、具体的な内容を記入してください。

2 「本人調書」(原本)

3 令和6年度(令和5年分)の所得・課税証明書(原本)

4 変更内容に応じた書類

「家計状況」に変更がある場合の例

■ 新規に就職した

「給与等支給(見込)証明書」(原本)を提出してください。

■ 退職した(転職した場合も含みます)

→「退職に関する証明書」(原本)を提出してください。

→「給与等支給(見込)証明書」(原本)を提出してください。

様式は山口大学ホームページにあります。

■ 失業給付金が受給開始となった

→雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)を提出してください。

「家計状況」に変更がある場合の例

- 年金が受給開始となった
→年金証書(写)を提出してください。

- 児童扶養手当が受給開始となった
→児童扶養手当証書(写)又は児童扶養手当額決定通知書(写)を提出してください。

- 傷病手当が受給開始となった
→傷病手当金支給決定通知書(写)を提出してください。

「家計状況」に変更がある場合の例

■ 学資負担者等が死亡した

→以下で該当するものを提出してください。

「退職に関する証明書」(原本)

生命保険金等の支給証明書(写)

死亡診断書(写)

遺族年金の年金証書(写)、年金改定通知書(写)又は
年金支払(振込)通知書(写)

■ 災害を受けた

→罹災証明書(原本)

公課証明書または評価証明書(原本)

「家計状況」に変更がある場合の例

- パート、アルバイトを辞めた
- 失業給付金の給付期間が終了した
- 児童手当の支給期間が終了した
- 児童扶養手当の支給期間が終了した
→提出していただく書類はありません。
ただし、「授業料免除願」(原本)に、変更があった具体的な内容として必ず記入してください。

「家族状況」に変更がある場合の例

- 兄弟姉妹が独立した、父母が離別した
→該当者の記載を削除して「本人調書」を作成してください。
- 兄弟姉妹が通学する学校が変更となった
→該当者の学校名等を変更して本人調書を作成してください。特別控除を希望する場合は、該当の書類を提出してください。
- 兄弟姉妹が学校を退学した
→退学証明書を提出していただく必要はありません。
ただし、「授業料免除願」(原本)に、その旨記入してください。

不足書類がある場合

■電話またはメールで依頼をします。

- ・山口大学公式メールアドレスの確認をお願いします。
- ・授業料免除担当の電話番号(083-933-5611)をご登録下さい。

■不足書類の提出がない場合、保護者宛に督促文書を送付します。

督促文書に記載している提出期限までに書類の提出がない場合は、**申請は無効**となります。

注意事項

- 申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、**免除の許可を取り消すことがあります。**
- 以下の場合、速やかに学生支援課学生サービス係に申し出てください。
 - ・申請結果の通知より前に**休学・退学**する場合
 - ・申請者本人の**連絡先の変更**があった場合
 - ・申請書類提出後、**家計状況、家族状況に変更が生じた場合 等**

留学等予定者

申請期間に留学等の予定があり、本人が申請することができない場合、事前にご相談ください。

※旅行、帰省などは留学等に含まれません。

※令和7年度前期授業料免除申請期間は、1月～2月の予定です。

問い合わせ先

山口大学

学生支援課学生サービス係

(共通教育棟本館1階9番窓口)

(対応時間)9:00 ~ 17:00

(電話)083-933-5611

(E-mail)ga113@yamaguchi-u.ac.jp

※申請期間外でもお問い合わせ可能ですが、土日祝日
および一斉休業期間中(令和6年8月13日(火)~19日
(月))は対応いたしません。